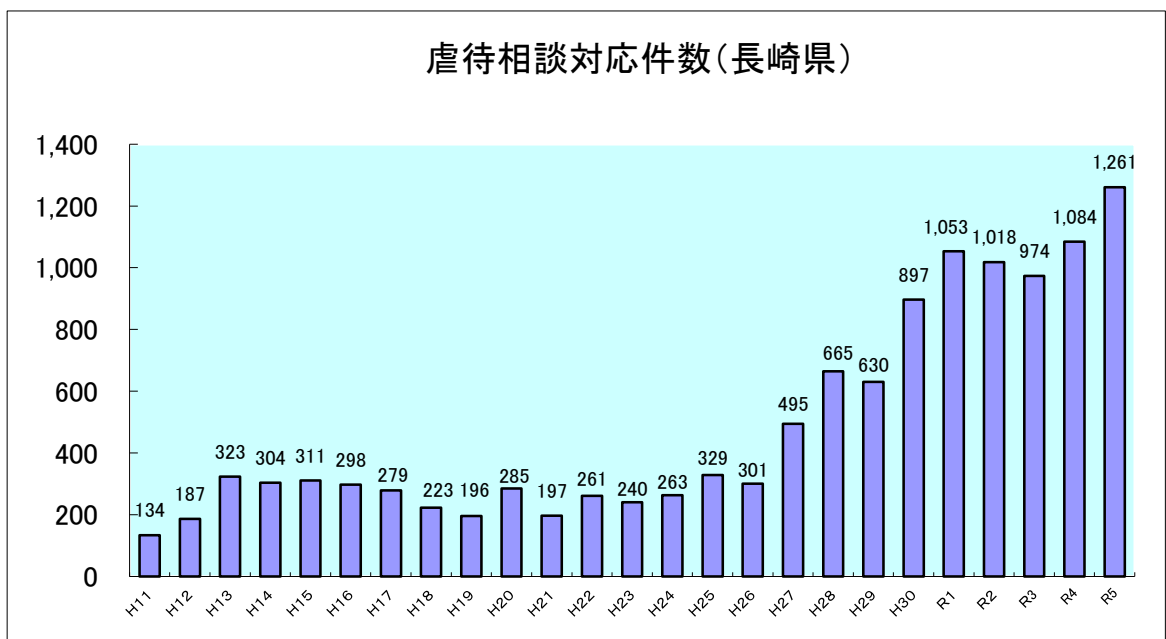


令和5年度 児童相談所（長崎・佐世保こども・女性・障害者支援センター）における児童虐待相談対応件数（速報値）について

このことについて、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

記

- 1 令和5年度の本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）は1,261件で、前年度（1,084件）から177件増加（対前年度比116.3%）し、過去最多となる見込みである。



2 速報値に基づく動向分析 ※（ ）は令和4年度数値

- (1) 経路別では、「警察等」からの相談が851件(692件)で全体の67.5%を占めており、次に「その他」が109件(130件)で8.6%、「福祉事務所」が97件(81件)で7.7%となっている。

児童虐待に対する地域社会の意識が高まったことや、警察をはじめとした関係機関による通告の徹底が全体の通告件数の増加に繋がっていると考えられる。

- (2) 内容別では、心理的虐待が760件(648件)で全体の60.3%を占めており、次に身体的虐待が329件(259件)で26.1%、ネグレクトが161件(163件)で12.8%、性的虐待が11件(14件)で0.9%となっている。

心理的虐待の割合が高い要因としては、身体的虐待等として通告された世帯の被虐待児童への虐待を目撃したきょうだいや、面前DVにより心理的虐待が行われたものとして対応した件数が多かったことが考えられる。

(3) 主たる虐待者については、実父が577件(549件)で全体の45.8%を占めている。実母は558件(390件)44.3%で、実の両親が全体の90.0%を占めている。

特に実父の割合が高い要因としては、心理的虐待である面前DVの主な加害者が父によるものであることが考えられる。

(4) 被虐待児の年齢区分については、0～3歳が283件(279件)で、全体の22.4%を占めており、4～6歳の252件(219件)20.0%と合わせると、未就学が全体の42.4%を占めている。

(5) 措置内容別では、里親委託を含めた施設入所等が必要となったものが46件(30件)で、全体の3.6%となっており、前年度に比べ施設入所等の割合は増加している。

(6) 児童虐待相談対応のなかで、児童福祉法第33条に規定する一時保護が必要となったものは462件(299件)となっており、前年度から一時保護の件数は増加している。なお、児童虐待等の防止等に関する法律に基づく立入調査を行った事案は0件となっている。

児童相談所における児童虐待相談対応件数等については、例年9月中旬に、国における全国の数値の公表とあわせて本県の状況をお知らせしているところですが、今年度は国の公表時期が未定であるため、本県の状況の概要を速報値としてお示しするものです。

動向分析の詳細等は、国における全国の数値の公表とあわせて、改めてお知らせいたします。